

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24年度の保険料について

## 6月に保険料額をお知らせします

平成24年度の保険料については、6月に個別にお知らせします。  
保険料は、加入する方全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

<b>均等割額</b> 【皆さんが等しく負担】 <b>47,709円</b>	+	<b>所得割率</b> 【所得に応じて負担】 <b>10.61%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て)
--	---	--	---	--------------------------------

- 年間の保険料限度額は55万円が上限です。
- 所得の少ない人は、世帯主や加入する方の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

**保険料のお支払いは「年金天引き」か「口座振替」を選ぶことができます**

「口座振替」を希望される場合は、手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

## ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。  
ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口「希望カード」を提示することにより、お願いすることができます。  
「希望カード」が必要な方は、お問い合わせください。

**□効き目・安全性について**  
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談してください。

**□価格について**  
ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

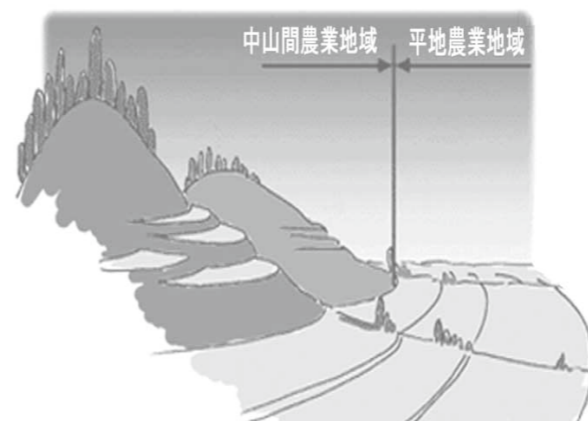
## 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身の体の状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し、早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

問い合わせ先／役場保健福祉課医療保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

# ご存じですか？ 地域農業を守り育てる 中山間地域等直接支払制度



中山間地域等直接支払制度は、平成12～16年度に第一期、平成17～21年度に第二期で、10年間にわたり実施されてきました。国(50%)、北海道(25%)、町(25%)がそれぞれの負担率で農業の方などに直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図ります。  
内容を皆さんにお知らせします。

**中山間地域等って何？**  
「中山間地域等」とは、平野の外側の周辺部から山間地までのことを指しています。国土の7割程度の面積を占めていて、総人口の約14%が生生活する地域であり、弟子屈町もこの地域に当てはまります。  
農業生産額、農家数、農地面積では、全国の約4割を占め、日本の農業・農村の中で重要な地位を占めています。

**中山間地域等直接支払制度**  
山間などの農業農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産・財産と豊かな暮らしが守られています。  
しかし、こうした地域は高齢化が進む中、農地に傾斜地が多い、積算気温が著しく低く草地の占める割合が高いなど、平地に比べ農業として生産条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じています。これらの地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるように、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことで、多面的機能の確保を図るための制度です。  
本町は、積算気温が2千300℃未満と極めて低い気象条件にあり、草地が耕地面積の80%以上を占める草地率の高い酪農地帯となっています。

**制度の対象となる活動**  
対象となる活動は、集落協定に基づいて5年間以上継続される農業生産活動などに加え、多面的機能を増進する活動として、集落が実態に合ったものを選択して実施されます。  
この農業生産活動などと多面的機能を増進する活動を合わせて共同取組活動といいます。これらの農業生産活動などを行う農業の方などの間で、対象とする農地の範囲と共同取組活動の内容を規定した集落協定を締結することで、農地面積に応じて交付金が交付されます。

交付金は共同取組活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分されますが、交付金のおおむね50%以上を共同取組活動に割り当てることが望ましいとされています。  
制度の趣旨の実現のためには、個々の農家の取り組み以上に、集団による取り組みが有効であることから、集落ぐるみの取り組みを推進することが重要なポイントとなっています。

**平成22年度から始まった本町の取り組み**  
本町は、町内全域を一つの集落として「弟子屈集落協定」を締結し、平成23年度は143戸の農家や農業生産組合などが参加しました。  
平成22年度からは制度が一部改正され、担い手対策や食糧自給率向上に向けた農業生産を維持するための対策が組み込まれ、本町では地場産牛乳のPRなどを積極的に進めています。  
前対策から実施されている「担い手の高齢化・減少などによる耕作放棄地の荒廃防止」や「良好な農村景観形成(ヒマワリ畑の整備)」などを継続しつつ、新対策による地域農業の発展および地域経済の向上につながる取り組みを実施したいと考えています。さらには、地域小・中学校と連携し、農業体験・牧場見学会など、新しい世代への農業教育活動にも積極的に取り組んでいきます。  
今後も農業関係者、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 弟子屈町の23年度取組状況

弟子屈集落の平成23年度の対象草地面積は77,107,670㎡で、交付金総額は115,661,505円(交付単価1.5円/㎡)となっています。うち共同取組活動費に64,865,487円を配分し、農業者の耕作面積に応じて支払う個人配分とで約50%ずつに分けて使用しました。

### 【実施した主な共同取組活動】

- 良質な粗飼料の生産と収量の向上を図るため、草地更新に対して助成。(40,830千円)
- 地場産牛乳のPRおよび商品開発、町民還元牛乳の配布などを実施。(576千円)
- 口蹄疫などの伝染病の侵入防止対策を実施。(960千円)
- 公共牧場の利用促進と牛の環境改善のため、施設整備などを実施。(13,315千円)
- 農村景観整備のため、ヒマワリ畑の設置や施設花壇整備。(3,000千円)

この制度は、日本の農業政策上重要な取り組みです。農業の方々に直接交付金を支払うことから、町民の皆さんの理解の下、明確かつ合理的・客観的な基準により透明性を確保して実施しなければなりません。こうした観点から、集落の概要や実施状況を今後も公表していきます。

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)